

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年9月14日(2006.9.14)

【公開番号】特開2005-103092(P2005-103092A)

【公開日】平成17年4月21日(2005.4.21)

【年通号数】公開・登録公報2005-016

【出願番号】特願2003-342417(P2003-342417)

【国際特許分類】

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

A 6 1 B 5/07 (2006.01)

A 6 1 J 3/07 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 1/00 3 2 0 B

A 6 1 B 5/07

A 6 1 J 3/07 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年7月28日(2006.7.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

消化管内の検査が可能なカプセル型内視鏡と、

可撓性のチューブ体と、

前記カプセル型内視鏡に設けられ、前記チューブ体に挿通される可撓性の紐状部材を、着脱可能に連結する連結部と、

を具備したことを特徴とする消化管内検査装置。

【請求項2】

前記紐状部材の両端を前記チューブ体の先端から手元端まで挿通し、前記手元端付近に着脱可能に保持する保持手段を具備したことを特徴とする請求項1に記載の消化管内検査装置。

【請求項3】

前記紐状部材の一端をチューブ体の途中に設けた固定部で引き抜き可能に固定し、前記紐状部材の他端を前記チューブ体の先端から手元端まで挿通したことを特徴とする請求項1に記載の消化管内検査装置。

【請求項4】

前記チューブ体の手元端付近に流体注入口を設けた請求項1から3のいずれか1つに記載の消化管内検査装置。

【請求項5】

前記連結部は、前記紐状部材を挿通可能とする貫通孔であることを特徴とする請求項1から4のいずれか1つに記載の消化管内検査装置。

【請求項6】

前記貫通孔を複数離れた位置に前記カプセル型内視鏡に設け、それぞれの貫通孔に挿通した複数本の紐状部材をチューブ体に挿通して手元端から少なくとも各紐状部材の一端を引き出したことを特徴とする請求項5に記載の消化管内検査装置。

【請求項7】

前記貫通孔に、前記紐状部材を牽引することで紐状部材を切斷可能な鋭利部を設けたことを特徴とする請求項 5 又は 6 に記載の消化管内検査装置。

【請求項 8】

前記貫通孔に、前記紐状部材を牽引することで切れる薄肉部あるいは弾性部を設けたことを特徴とする請求項 5 又は 6 に記載の消化管内検査装置。

【請求項 9】

前記チューブ体は、使用する紐状部材の本数の 2 倍以上の数のルーメンを有するマルチルーメンチューブであることを特徴とする請求項 1 から 8 のいずれか 1 つに記載の消化管内検査装置。